様式第５号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

産山村長　　　　　　　　印

命　　令　　書

あなたが所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　年　月　日付け第　　号により、同法第２２条第３項の規定に基づく命令を行なう旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされておらず、また、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１　対象となる特定空家等

所在地　熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　　　　番地

所有者

２　措置の内容

３　命令に至った事由

４　命令の責任者

５　措置の期限

　　　年　　　月　　　日

６　その他

・上記２に示す措置をとった場合は、遅滞なく産山村　　課まで報告いただくようお願いします。

・本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第３０条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。

・上記５の期限までに上記２の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第２２条第９項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

７　教示

この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、産山村長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌月から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内（上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内）に、産山村を被告として（訴訟において産山村を代表する者は村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決があった事を知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。